

群馬県中小企業支援ネットワーク会議の概要

群馬県信用保証協会

設立の趣旨

中小企業金融円滑化法の終了が近づく中で、中小企業の経営改善は喫緊の課題である。そこで、県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内中小企業の経営支援に取り組むため、群馬県中小企業支援ネットワーク会議(以下「支援ネットワーク会議」という)を設立する。

活動の内容

支援ネットワーク会議の構成員間の連携を強化し、各構成員が有する専門知識を有効に活用するとともに、情報交換会や研修会等を随時開催し、中小企業の経営支援に関する情報や、さまざまな支援の取組み事例等を共有する中で、面的な支援インフラを醸成して、群馬県全体の経営改善スキル、再生スキルの向上を図る。

支援ネットワーク会議の運営

1 支援ネットワーク会議

中小企業支援に係るネットワークを構築するための重要事項については、支援ネットワーク会議で決定するものとする。

支援ネットワーク会議の構成員(以下「構成員」という)は、日本政策金融公庫前橋支店、商工組合中央金庫前橋支店、群馬県銀行協会、群馬県信用金庫協会、群馬県信用組合協会、群馬県商工会議所連合会及び各商工会議所、群馬県商工会連合会及び各商工会、群馬県中小企業団体中央会、群馬県産業支援機構、群馬県内に本支店を置く金融機関、群馬県中小企業再生支援協議会、関東経済産業局、前橋財務事務所、群馬県及び群馬県信用保証協会とする。

構成員の中から互選により議長を定める。議長は支援ネットワーク会議を代表して会議の運営にあたる。

2 幹事会

支援ネットワーク会議に幹事会を置く。幹事会の幹事は公的機関、金融機関及び支援機関等の各分野を代表するものとする。幹事会は支援ネットワーク会議の開催時期等 支援ネットワーク会議の運営について協議を行う。

3 アドバイザー

事業再生の実務家、法務・会計・税務の専門家等を、必要に応じてアドバイザーとして委嘱し必要な助言を求めるものとする。

4 事務局

支援ネットワーク会議の運営に必要な庶務を行う事務局を、群馬県信用保証協会に置く。

(参 考) 情報交換会及び研修会について

情報交換会

【内 容】

- ・ 中小企業支援の諸課題、中小企業金融に係る諸課題、信用保証制度に係る諸課題等についての検討。

研 修 会

【内 容】

- ・ 再生支援の専門家等による講演、支援ネットワーク会議構成員による支援事例の発表 等(下表で例示)。

講 師	研修内容	具体例
企業再生支援機構	再生支援事例の紹介	最近の企業再生の動向や、県内の再生支援事例 等
群馬県中小企業再生支援協議会		
中小企業支援ネットワーク強化事業の専門家	経営・再生支援手法や事例の紹介	県内の経営・再生支援手法や事例 等
群馬県信用保証協会	経営支援事例の紹介	経営改善支援事例 等

【対象者】

- ・ 県内のできるだけ多くの実務担当者に参加を呼びかける。